

11月号

# おおもり 青色便り

No.0669

一般社団法人 大森青色申告会

令和3.11.1

## 会勢拡大運動実施中!

大森青色申告会では、10月1日～11月30日までの2ヶ月の期間を『青色申告制度普及、並びに会勢拡大運動』の強化月間として活動を行っております。事業所得や不動産所得等がある方のうち、青色申告をされていない方(白色申告者)への青色申告の勧奨と、青色申告会に加入されていない方へご入会勧奨を行う運動を実施しております。

青色申告制度は、税務上有利になる様々な特典があり、青色申告会では記帳相談を中心に事業や日々の生活に役立つような様々なサービスを行っております。

青色申告会は、会員の皆様の会費で維持運営されております。安定したサービス提供の為に、お知り合いやご近所の方等へ当会をご紹介しますようお願い申し上げます。

### ◆◆◆会員募集キャンペーンを実施しております◆◆◆

#### 【キャンペーン期間】

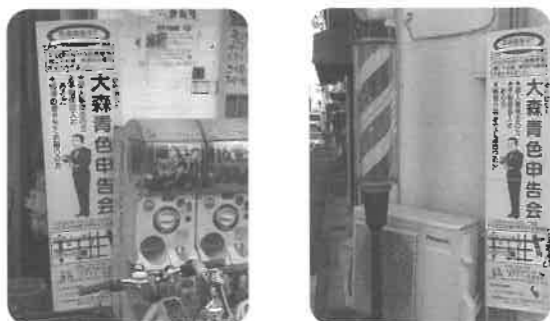
令和3年10月1日(金)  
～同年11月30日(火)まで

#### 【キャンペーン特典】

- ・年内の会費が無料
- ・入会金6,000円が無料

#### 【キャンペーン適用条件】

- ・上記期間内にご入会手続きが完了した方
- ・【立て看板を見た!】とお知らせください



立って看板設置のようす

※立て看板の常設、または会勢拡大運動期間中に設置が可能な方は、事務局までご連絡ください。

☎03-3771-8859

#### お知り合いをご紹介します!

皆様の友人・知人・同業者などの方で...

- 【新規開業した方】
  - 【不動産を貸している方】
  - 【業務請負等を行っている方】
  - 【その他確定申告が必要な方】
- がいらっしゃいましたら、是非当会をご紹介します。

ご紹介の方にも、ご紹介された方にも、嬉しい特典をご用意しております(^^)



令和2年分(昨年分)から、青色申告特別控除65万円の適用要件が見直されています

令和2年分の確定申告から青色申告特別控除65万円の要件が見直されております。(10万円控除は今までどおりの要件)

65万円の青色申告特別控除を受ける方は、正規の簿記(複式簿記)で記帳し、貸借対照表および損益計算書を作成し、法定期限内にe-Taxを利用して提出した方が対象となっております。e-Taxを利用しない場合は最高55万円の控除となります。(不動産貸付を行っている方は事業的規模の方が対象)

※65万円控除を受けるにあたり電磁的記録の備付保存を選択する方法もありますが、申告会ではe-Taxを利用しての提出を推奨しています。

#### 《マイナンバーカード取得のお願い》

e-Taxを利用して確定申告書及び青色決算書を提出(送信)することで青色申告特別控除55万円を65万円にすることが出来ますので、申告会を利用して確定申告書を提出される方は会員のマイナンバーカードとそのパスワードをご用意の上、ご来所くださいますようお願い申し上げます。また、マイナンバーカードを取得されていない方は取得に時間がかかりますのでお早めの準備をお願いいたします。

#### 【2021年中に土地や建物・株式等の譲渡を行った方へ】

土地や建物・株式等の譲渡をされた方は、事業所得や不動産所得等とは別に税金を計算します。何度か会報等でお知らせしていますが、土地や建物・株式の譲渡がある方は事前相談が必要です。

#### 【事前相談を受けた方】※ご自身で計算書類を作成した方も含む

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」を作成済みなので、ほかの所得と併せて青色申告会で提出することが出来ます。

★株式等については「特定口座」での取引のみに限定とさせていただきます。

★事前指導を受けずにご自身で作成した書類はチェック致しかねます。

#### 【事前相談を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」は未作成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。それ以外の計算は出来ますが、最終的には管轄税務署で指導を受けていただくことになります。

#### ◆役員研修会のお知らせ◆

「役員」となっておりますが、当会の会員であればどなたでもご参加いただけます。

研修内容: 令和3年度税制改正について  
 開催日時: 令和3年11月22日(月)午後4時～午後5時  
 会場: 大田文化の森4階 第4集会室  
 申込方法: 当会事務局までお電話ください  
 締め切り: 令和3年11月19日(金)  
 定員: 30人

#### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
 大田区中央3丁目10-18  
 TEL: 03(3771)8859  
 FAX: 03(3773)6388  
 Eメール: aoiro-o@nifty.com  
 URL: https://www.oomori-aioro.org



マイナンバーカード申請はお済みですか?

今年もマイナンバーカードセンターが青色申告会にやってきます!

「昨年は日程が合わなくて・・・」

「今年こそはe-Taxで65万円控除を!」

という方! 青色申告会で申請しませんか?

青色申告会で申請すれば、受け取りもラクラク! 詳細は同封のチラシをご覧ください。

※事前予約制ですのでご注意ください

※コロナ感染状況等により、中止となる場合があります

#### 【日時】

11月18日(木)～19日(金)

10時～16時

(12時～13時を除く)

#### 【会場】

大森青色申告会 2F



#### 年末年始のご案内

年末の営業は、  
令和3年12月27日(月) 午後5時まで

年始の営業は、  
令和4年1月7日(金) 午前9時から  
開始いたします。  
よろしくお願いいたします。

予約制 事務局に申込み  
 時間 申込順で30分位  
 無料法律相談日  
 11月11日(木)・25日(木)  
 住宅相談  
 旭化成ホームズ  
 11月4日(木)・12月2日(木)  
 パナソニックホームズ  
 11月18日(木)  
 保険の相談  
 ご希望の方は事務局迄

▶ 都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

11月は、個人事業税第2期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(火)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のページ対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

▶ 事務局からのお知らせ

小規模企業共済はご存知ですか??

小規模企業共済は、国がつくった個人事業主等への退職金制度です。掛金支払時や共済金受取時に税制上の優遇があります。未加入の方や下記に該当する方は、是非ご検討ください(加入要件があります)。

- 税金が高いなと思っている方、税金が高くなりそうな方
- 扶養親族が居ないなど、控除が少ない方
- 廃業後の資金を積み立てたいと思っている方

ご注意

11月から12月の期間にご加入される場合で、本年分の所得控除を希望される場合は、必ず『現金あり』でお申し込みください。本年中に現金での納付があるので、原則として本年分の所得控除になります。反対に、『現金なし』でお申し込みされた場合は、初回の口座振替が翌年となりますので、本年分の所得控除となりません。所得控除の対象年次にご注意ください。なお、既加入者が掛金を増額される場合も、上記と同様の取り扱いとなります。

今後の指導日程についてのご案内  
(全て予約制)

- ① 消費税個別相談会  
令和3年12月6日(月)～令和3年12月24日(金)  
令和2年分の確定申告で、初めて収入合計が1,000万円を超えた方は「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。消費税額の計算方法は、本則課税が簡易課税の選択ができます。本則課税・簡易課税のどちらを選択したかによって収める消費税額が大きく変わる場合があります。また、令和4年分から新たに簡易課税を選択する場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和3年中に提出する必要があります。  
なお、今まで課税事業者だった方で、令和2年分の税売上高が1,000万円を下回った方や、本則・簡易の選択を変更したい方等もこの期間に必ずお越しください。
- ② 新規入会者個別相談  
令和3年12月6日(月)～令和3年12月24日(金)  
本年新たに当会へご入会された方は、この機会に必ず記帳相談へお越しください。記帳を全くされていない方や、難しくて何からやれば良いか解らない方のご相談などでも構いません。年内に確定申告の見通しをつけましょう!!
- ③ 弥生会計ソフト利用者の個別相談会  
令和3年12月6日(月)～令和3年12月24日(金)  
パソコンをお持ちの方はパソコンを、お持ちでないかたはバックアップデータ(USBメモリ等)をご持参ください。帳簿等を印刷したもので構いません。
- ④ 青色申告特別控除65万円を希望される方向けの記帳相談会  
令和3年12月6日(月)～令和3年12月24日(金)  
65万円の青色申告特別控除の要件が昨年分から見直されております。希望される方は正規の簿記の原則(複式簿記)で帳簿を作成する必要があります。希望する方は、必ずこの期間にお越しください。詳しくは4面上部左側で紹介しております。
- ⑤ その他のご相談  
令和3年12月6日(月)～令和3年12月24日(金)  
不動産や株式等を譲渡された方、新たに住宅ローンで自宅を購入された方、例年と違う特殊事情等があった方等もこの期間に必ずお越しください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です

制度の特長

- ① 経営者のための退職金制度  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- ② 掛金は全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ 受取時も税制メリット  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得控除」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止
- 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 [受付時間] 平日 9:00~17:00

※加入・掛金の利用は、利用いただけます。  
※相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 大田区南蒲田一ノ宮二丁目20番地 大田区産業プラザ五階 電話(三三三三)一六二二

## マル経融資のご案内

安心な国の融資制度 「マル経融資」を「ご存知ですか?」

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

【限度額】二千万円  
【利率】一、二一%  
二〇二二年十月八日現在

【融資対象】  
従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

【使途】  
事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】  
運転資金 七年以内  
設備資金 一〇年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初年間、支払利息の四〇%が補助金です。  
※一定の要件を満たす設備資金については右記金利より当初二年間〇・五%引下げとなります。

※返済限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二三年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時、窓口専門相談をご利用ください  
・法律相談・税務相談・労務相談  
《予約制・無料》  
※本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、  
東京商工会議所 大田支部  
大田区南蒲田一ノ宮二丁目20番地  
大田区産業プラザ五階  
電話(三三三三)一六二二